青梅市と特定非営利活動法人リーブノートレイスジャパン との連携協定書

青梅市と特定非営利活動法人リーブノートレイスジャパンとの連携協定書

青梅市(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人リーブノートレイス ジャパン(以下「乙」という。)は、青梅市における地域協働事業の実施に ついて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲および乙が相互に密接に連携し、Leave No Trace (環境に対するインパクトを最小限にして、アウトドアを楽しむための環境倫理プログラムをいう。以下「LNT」という。)の国際 基準にもとづき、環境に配慮したアウトドア活動の促進を図るとともに、 地域の環境保全と自然観光の健全な発展を目的とする。

(連携事項等)

- 第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる 事項について連携し協力するものとする。
 - (1) 環境に配慮したアウトドア活動の促進に関すること。
 - (2) 地域の環境保全および環境保護に関すること。
 - (3) 来訪者に対するLNTの啓発に関すること。
 - (4) 地域におけるLNTの掲示物の設置に関すること。
 - (5)地域情報誌、ウェブサイト等におけるLNT掲載に関すること。
 - (6) 地域の情報発信に関すること。
 - (7) 甲と乙の企業スポンサーの連携事業に関すること。
 - (8) その他両者が協議し、必要と認めること。
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲および乙は、必要 に応じて協議を行い、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決 定するものとする。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲および乙が、特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、この協定は更新され、その後も同様とする。

(協定内容の変更)

第4条 甲および乙のいずれかが、この協定内容の変更を申し出たときは、

甲乙協議の上、必要な変更を行うことができる。

(協定の解除)

第5条 甲および乙のいずれかが、この協定の解除を申し出たときは、甲 乙協議の上、この協定の解除を行うことができるものとする。

(暴力団等への対応に関する特則)

- 第6条 甲および乙は、暴力団および暴力団員ならびに反社会的勢力 (暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいう。)と関係を持たないことを約する。
- 2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為 を行ってはならない。
 - (1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求
 - (2) 風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いた信用毀損または業務妨害
 - (3) その他前2号に類似する行為
- 3 甲および乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなくただちにこの協定を解除することができる。

(守秘義務)

第7条 甲および乙は、この協定にもとづく事業において知り得た秘密事項を、この協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず第三者に開示もしくは漏えいをし、またはこの協定の目的外に利用してはならない。 ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた ときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方が記名押印して、各自がその1通を保有するものとする。

令和5年6月15日

- 甲 青梅市 代表者 青梅市長 浜 中 啓 一
- 乙 東京都墨田区吾妻橋一丁目10-3 特定非営利活動法人 リーブノートレイスジャパン 代表理事 岡 村 泰 斗